

広島県告示第二百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、令和六年三月二十一日までの間、縦覧に供する。

令和六年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次三和線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三和町下板木字信原二四三番二地先から 三次市三和町下板木字高迫二〇〇〇四番一三 地先まで		一一・六〇 一七・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	一八・〇〇	幅員減少 不要物件延長 一八・〇〇メ ートル